

## 長寿医療制度における保険料の軽減について

### (21年度以降の対策)

- ① 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得はない)の世帯について9割軽減とする。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には、年金収入153万円から210万円程度までの被保険者)について、所得割額を50%程度(※所得に応じて軽減率を変えることも検討)軽減する措置を講ずる。(具体的な基準の設定については広域連合に委ねる)
- ③ このような措置を講じてもおお保険料が上昇し、これを支払うことができない特別の事情がある者については、広域連合条例に基づく個別減免を行うことも含め、市町村においてよりきめ細かな相談を行える体制を整備する。

### (20年度における当面の対策)

- ① 21年度までの措置として、20年度については、7割軽減世帯のうち8月まで年金から支払っている方については、10月からは保険料を徴収しないこととする。なお、7割軽減世帯で納付書等で納めていただく方についても、同等の軽減措置を講ずる。(8. 5割軽減。月額保険料は全国平均で約1,000円→約500円)
- ② 上記②の所得層について、平成20年度は、原則一律50%軽減とする。(20年度に実施するかどうかは、広域連合に委ねる)

(注)システム改修経費が別途必要。

## 平成21年度の対応

- ① 7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が年金収入で80万円以下（その他の各種所得はない）の世帯について9割軽減とする。
- ② 所得割を負担する方のうち、所得の低い方（具体的には、年金収入153万円から210万円程度までの被保険者）について、所得割額を50%程度（※所得に応じて軽減率を変えることも検討）軽減する措置を講じる。
- ③ このような措置を講じてもおお保険料が上昇し、これを支払うことができない特別の事情がある者については、広域連合条例に基づく個別減免を行うことも含め、市町村においてよりきめ細かな相談を行える体制を整備する。

